

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 平成19年度の源泉徴収事務

Q : 年が変わると、源泉徴収事務が変わるそうですが、どのようになるのですか？

A : 源泉徴収税額表が変わります。

【解説】

平成18年度の税制改正で、平成19年分の所得税の税率が次のように変わり、定率減税が廃止されることとなっています。これに伴い、1月1日以後に支払う給与や賞与から源泉徴収する税額表も改正になっていますので注意してください。

使用する税額表は、「平成19年1月以降分源泉徴収税額表」です。

① 所得税(改正後)

適用課税所得	税率
195万円以下の金額	5%
330万円	10%
695万円	20%
900万円	23%
1,800万円	33%
1,800万円超	40%

② 所得税(改正前)

330万円以下の金額	10%
900万円	20%
1,800万円	30%
1,800万円超	37%

③ 住民税(改正後)

一律10%

④ 住民税(改正前)

200万円以下の金額	5%
700万円以下	10%
700万円超	13%

